



## いじめの問題に関するQ & A

.....

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以来、県教育委員会では学校現場におけるいじめ問題への対応について、各種通知や文部科学省作成資料等を用いて法の正しい理解と周知に努めてまいりました。

この度、学校訪問による聴き取りや、各分野の専門家による協議を経て、学校現場で迷いが生じかねない、いじめの問題への対応について、Q & A形式でお答えする形で研修資料を作成しました。

理想的には、そもそもいじめが起きないことを目標にした予防プログラム等を実施すべきです。しかし、子どもたちが学校において集団生活を送る以上、人間関係の摩擦は必ずあります。「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実に従って、教職員にはその時々に応じた適切な対処が求められます。

本研修資料は、ほんのささいな行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として成立した「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、「**いじめの認知件数 = SOSの認知件数**」として、「**いじめの深刻化を防ぐためにも、どんな小さな芽も見逃さない積極的な認知と対応に努めるべき**」という考え方をベースにしています。

本研修資料をもとに、「**今、ここで**」何ができるか、何をすべきか同僚と話し合ってみてください。本資料が校内研修で活用され、県内の全教職員が共通認識のもと、いじめの問題に取り組んでいくことを願っています。

### 目 録

- Q 1 いじめはどの学校でも必ず起きるものでしょうか？
- Q 2 いじめの認知件数が多いことが、学校のマイナスイメージになるのではないのでしょうか？
- Q 3 どんなささいないじめでも、一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならないのでしょうか？ そんな事案まで大人が解決していたら、子どもたちのコミュニケーション能力や自己解決力が育たないのではないかと心配。
- Q 4 いじめの問題について、保護者の理解と協力を得るにはどのようにしたらいいのでしょうか？
- Q 5 「いじめの重大事態」の判断とその後の対応はどのようにすればいいのでしょうか？

## 【いじめの定義の理解不足から起こる認識のズレ】

Q1 いじめはどの学校でも必ず起きるものでしょうか？



A

いじめは「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」とされています。

いじめ問題に関する誤解は、【いじめの定義】の理解不足から起こります。

いじめ問題に関する聴き取りでは、いくつかの学校から「うちの学校にはいじめがないんですよ」とお聞きしました。詳しくうかがうと「継続的にいじめが繰り返されたり、重い事案に発展したりすることがなかったので、いじめの認知件数は0として報告しました」とのことでした。

かつて、いじめの定義には「継続的に」「弱いものに対して一方的に」「深刻な」などの文言がありました。しかし、軽微ととらえがちな行為が積み重なって重大事態に至る事案が多いことへの反省から、現在はそれらの文言は削除され、法律上の定義では、たった1回限りでもいじめであり、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある…」(「(国)いじめの防止等のための基本的な方針」29.3改定：文科省)としています。

また、国立教育政策研究所の調査では、「いじめは急増・急減するものではなく、常に起きているものと理解することができる」「約9割の児童生徒がいじめの被害も加害も経験している」とのデータもあります。(「いじめ追跡調査 2013-2015」28.6 国立教育政策研究所)

### いじめ防止対策推進法

#### (第二条) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 法の定義に基づいたいじめの具体例

#### (ごく初期段階のいじめの具体例)

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

(文科省HPより抜粋)

【いじめの認知に対する学校への社会的評価】

Q2 いじめの認知件数が多いことが、学校のマイナスイメージになるのではないのでしょうか？



A

もし、そのような現状があるならば、子どもたちや保護者、地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えていく必要があります。

子どもたちはもとより、保護者や地域に対して「私たちの学校にはいじめがありません」と言いたくなる気持ちもわかります。しかし、平成23年10月に起きた滋賀県大津市のいじめ自殺事案においては、いじめの存在が学校のマイナスイメージにつながるとの意識が学校にあったことは事実のようです。

同事案の調査報告書では「学校に対する社会的評価のために、いじめの認知に消極的になるということは、学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する」「いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべき」「社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである」との提言をしています。

「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」報告書（H25.1）より

「学校全体にいじめの存在が学校のマイナスイメージに繋がるとの意識があったように思える。本件中学校でも道徳教育推進のモデル校の指定を受け、いじめを無くすことを一番に掲げていた。

しかし、学校に対する社会的評価のために、いじめの認知に消極的になるということは、学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する。

この結果、いじめの初期に有効な対応が取れないままいじめが進行し、不登校、さらには本件のような自死といった重大な結果をもたらすことになることを覚えておくべきである。とすれば、学校はいじめの発見に努め、その解決に向けて努力をすることこそが学校の本来の姿であるはずである。

このように考えれば、いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべきで、そうした評価基準を設けて内外に周知させるとともに、社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである。」

（一部抜粋）

## 【いじめへの適切な対処】

Q3 どんなささいないじめでも、一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならぬのでしょうか？

そんな事案まで大人が解決していたら、子どもたちのコミュニケーション能力や自己解決力が育たないのではないかと心配。



いじめを認知したら、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談。その上でケースに応じた適切な対処をしましょう。

「いじめを認知したからには、どんなささいなこと一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならぬ」逆に「そんなことをしていたら、子どもたちが成長する機会を奪うのではないか」といった迷いが生じることがあります。

確かに、初期段階のいじめは子どもたちだけで解決できることも多々あり、それが子どもたち自身のコミュニケーション能力や自己解決力につながっていく可能性は否定できません。ですが、過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんのささいなことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることがあるのも現実です。

まず大切なことは、子どもたちのSOSを見逃さない教員の感性です。次に大切なことは、組織として適切な対処をする学校体制です。教員が一人で抱え込まず、周囲に報告・連絡・相談した上で、「見守る」「声をかける」「相談にのる」「その場でやめさせる」「保護者と連携する」「外部機関に相談する」など、ケースによって適切な対処に努めましょう。

また、被害児童生徒の支援はもちろん、加害とされる児童生徒に対する指導のあり方は大変重要です。本人の納得が得られないまま、「謝罪させる」「反省文を書かせる」などの一方的な指導をした結果、さらに事態が悪化する事案も見受けられます。「加害とされる児童生徒もSOSを発している」と捉え、その子の家庭環境や生育歴、学校生活で感じているストレスなど、その子がいじめに向かわざるを得ない背景を理解した上で、指導することが必要です。

### 【例】いじめへの対処に関するA小学校の体制

#### 【Before】29年度は、いじめの認知件数を0として報告

- ① 毎月実施している学校生活に関するアンケートには、多数のいじめ事案が記載されていた。
- ② 全てを認知すると、膨大な件数になることから、設置者に報告することに迷いがあった。

#### 【After】30年度は、認知した事案すべてを報告する

- ① 学校生活に関するアンケートのうち、いじめに関する記載については、全件生徒指導係→校長・教頭が内容を確認
  - ② ささいなもの、一回限りと考えられるものについては、担任が適切な指導をしたうえで、その旨をアンケートに付記して学年主任→生徒指導係→校長・教頭に提出
  - ③ 校長・教頭・生徒指導係の判断により深刻化が懸念されるいじめ事案については、「校内いじめ防止対策委員会」において対応方針を検討
- ※ 解消が図られた事案についても、3か月後に検証



【学校と保護者が協力していじめの問題を乗り越える】

Q4 いじめの問題について、保護者の理解と協力を得るにはどのようにしたらいいでしょうか？



A

日ごろからの信頼関係を築いておくことに尽きます。

いじめの問題は学校だけでは解決が困難なケースもあり、その場合は保護者の理解と協力が不可欠です。また、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築いておくことが欠かせません。

問題が起きたときだけの連絡や家庭訪問では、スムーズな協力関係には至りません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスと言えます。日ごろから子どもたちのよい面に目を向け、ささいなことであっても保護者と共有し、子どもたちの成長を共に喜び合う関係になっていることが大切です。

その上で、以下のポイントをもとに、学校としての対応を整理しておきましょう。

- 年度当初や学期の初めに、学校便りやPTAの会合等の場で「学校いじめ防止基本方針」を用い、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、理解を得ておく。
- いじめの問題が起きた場合は、事実を伝えるとともに、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策推進法および各学校の基本方針に沿った対応を滞りなく行う。
- 保護者との関係がこじれて、協力関係の修復が困難になった場合や、深刻ないじめに発展することが懸念される場合は、躊躇なく設置者に相談し、必要に応じて専門家の助言を得る。

こんな対応はNG！

- ①保護者への連絡が遅れたり、滞ったりして対応が後手に回る。
- ②自分の憶測を交え、不確かな事実を伝える。説明が二転三転し、指導方針も一貫しない。
- ③根拠もなく「いじめではないから大丈夫ですよ」「相手も反省しているから心配ないです」などと伝える。
- ④「お子さんにも問題があるからいじめにあう」など、被害者が悪いかのような発言をする。
- ⑤児童生徒の人間性を否定したり、保護者の子育てに言及したりするような言い方をする。

## 【いじめの重大事態への積極的な対応】

Q5 「いじめの重大事態」の判断とその後の対応はどのようにすればいいのでしょうか？



A

重大事態の「疑い」の段階で躊躇なく設置者に報告・相談しましょう。学校及び設置者は法の仕組みを理解し、適切な対応をしましょう。

「いじめの重大事態（疑い）」が発生した際は、まず学校の設置者に報告・相談し、**設置者は調査の主体を判断**します。その際に、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合を除き、学校が調査の主体となります。つまり、すべての重大事態について、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門家チームによる第三者委員会を設置するわけではないのです。

各学校により、いじめを主管する組織の名称はさまざまですが、例えば「生徒指導委員会」などの組織に第三者を加えたチームが、重大事態の調査を実施し、被害児童生徒や保護者への情報提供等をしていきます。各学校では、重大事態（疑い）が発生した場合は、**学校だけで抱え込むことなく設置者に報告・相談し、積極的に法の仕組みを活用して重大事態に対応**しましょう。

### 法の仕組みを積極的に活用した例：A中学校

#### 【事案の概要】

- ・中学校 2年生 女子
- ・友人から無視され、学校を数日間欠席（法第28条1項2号：不登校重大事態）

#### 【学校の対応】

- ・保護者からいじめ被害の訴えがあり、関係生徒から聴き取り。事実確認を進める。
- ・欠席日数30日未満の段階であったが、欠席が継続していたことから、重大事態として教育委員会に相談・報告。

#### 【教育委員会の対応】

- ・学校に担当職員を派遣し、重大事態として対応することを指導。
- ・調査主体を学校に置くことを決定。



#### 【結果】

- ・A中学校生徒指導委員会にS S Wが加わり、調査委員会を構成、調査を実施。
- ・調査目的、内容、期間等を事前に該当生徒・保護者に説明。
- ・調査後は結果を関係者に報告。